

日本応用数理学会 フェロー規定

2008年9月5日理事会制定

- 第1条 応用数理の発展に顕著な貢献をした正会員，あるいは名誉会員に，日本応用数理学会フェローの称号を授与する。但し，理事会が特別に認めた場合は，正会員あるいは名誉会員のいずれかであることを要しない。
- 第2条 フェローはフェロー会議を構成する。
- 第3条 フェロー会議は理事会に新フェローを推薦し，理事会はこの推薦に基づいて新フェローを決定する。
- 第4条 本会会長および副会長は，フェロー会議に出席して意見を述べることができる。
- 第5条 フェローの人数は，100名を超えないものとする。但し，名誉会員はこの人数に数えないものとする。
- 第6条 本規定は理事会での過半数の賛成により変更することができる。